

インバウンド向けコト消費商品造成事業

質問書

質疑事項	質疑回答
<p>① プロポーザル実施要領において、「自社商品として販売主体となる。」とございますが、例えばコンソーシアムや再委託の形式をとる場合に、コンソーシアムの共同体のうちの1社以上が自社販売できる、または、再委託先で自社販売ができる場合でも要件として満たされますか。</p> <p>② 仕様書のKPIで「圏域全体で30件以上のコンテンツを抽出する」とございますが、コンテンツ実施事業者ごとに1件ずつだと想定されますか？</p> <p>③ 仕様書の目的を拝見すると、対象地域内に販売主が必要という理解でありますか？ それはDMCを想定すると地域商社のような法人が主体であることが必要でしょうか。</p>	<p>① コンテンツを自社で販売することを受託者の要件としています。具体的には、B to Cとしてはウェブサイトなど、自社の販売ツールを利用した販売、B to Bとしては国内外の旅行代理店やOTAなどへの販売を想定しています。 「自社商品として販売主体となりうるDMC」の表現は、販売のみならず、受託者自身がコンテンツ実施事業者と協力して実施体制を維持し、購入者と実施事業者の間に立ち、予約の締結から催行、および代金決済までを責任をもって取り進める事業者を意味しています。</p> <p>② 同一の事業者の実施コンテンツを2件以上抽出する場合、それらが全く異種のコンテンツであれば、それぞれのコンテンツを1件として考えます。例えば、同一事業者がシーカヤックと登山のコンテンツを実施し、この両方を抽出する場合には2件と考えます。</p> <p>③ 受託事業者にはDMCとしてコンテンツ実施事業者と協力して、コンテンツの実施体制を維持し、販売につなげることを求めます。この為に実施事業者と継続的に十分なコミュニケーションをとることが必要になりますが、受託事業者の所在地が当該12市町の圏域内であることは必須条件ではございません。</p>